

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

国民年金システムへの情報項目の追加について

(保健福祉局)



神保高国第2032号  
平成27年10月6日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について  
貴会の意見を求めます。

記

国民年金システムへの情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

国民年金システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(被保険者情報ファイル・受給権者情報ファイル・給付金情報ファイル)

制度個人番号

統合宛名番号

(扶養ファイル・所得ファイル)

統合宛名番号

## 国民年金システムへの情報項目の追加について

### 1. 趣旨

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法という。）別表 1 の 31 項・95 項に基づき、国民年金に関する事務、年金生活者支援給付金の支給に関する事務において「個人番号（マイナンバー）」の利用を予定している。

国民年金事務では、平成 28 年 1 月より「個人番号(マイナンバー)」による相談・照会業務を、平成 29 年 1 月より「個人番号（マイナンバー）」による各種申請書・届出書を受理する上で「個人番号（マイナンバー）」が必要である。

また、平成 29 年 1 月 30 日までの間において政令の定める日までにおいて、日本年金機構で情報連携により、世帯情報や所得情報を取得することになっており、窓口で受け付けた被保険者等の個人番号（マイナンバー）をシステムで管理し日本年金機構に報告する必要がある。

統合宛名番号については、平成 28 年 1 月より市内部での他業務との連携を行うにあたり、今まで各業務で個別に保有していた宛名番号に加え、市内部で共通の個人を一意に識別できる番号として統合宛名番号を利用することができるようになり、より効率的に事務を行うことが可能となる。

これらのことから、国民年金システムの情報項目に「個人番号（マイナンバー）」と「統合宛名番号」を追加したいと考えている。

### 2. 概要

- ①被保険者ファイル・・現在もしくは、過去に神戸市に住民登録している 1 号被保険者の情報を管理
  - ・個人番号（マイナンバー）については、窓口での個人番号による照会・相談業務への対応とマイナンバーによる各種申請書・届出書の受理及び日本年金機構への報告事務等にて使用
  - ・統合宛名番号については、他業務との庁内連携に使用
- ②受給権者ファイル・・現在もしくは、過去に神戸市に住民登録している受給権者のうち無拠出年金受給者を管理
  - ・個人番号（マイナンバー）については、窓口での個人番号による照会・相談業務への対応とマイナンバーによる各種申請書・届出書の受理及び日本年金機構への報告事務等にて使用
  - ・統合宛名番号については、他業務との庁内連携に使用
- ③給付金候補者ファイル、給付金対象者ファイル・・神戸市に住民登録している給付金候補者、対象者の情報を管理
  - ・個人番号（マイナンバー）については、窓口での個人番号による照会・相談業務への対応とマイナンバーによる各種申請書・届出書の受理及び日本年金機構への報告事務等にて使用
  - ・統合宛名番号については、他業務との庁内連携に使用

- ④扶養ファイル・・神戸市民税で扶養申告のある人（過去3年）の情報を管理  
・統合宛名番号については、他業務との庁内連携に使用
- ⑤所得ファイル・・神戸市民税で課税台帳のある人（過去3年）の情報を管理  
・統合宛名番号については、他業務との庁内連携に使用

### 3. 効果

個人番号を利用することにより、被保険者等の住所変更や氏名変更などの届出書の提出が不要になること、免除申請や裁定請求時における所得証明等の添付書類が添付不要になることなど、被保険者等の負担軽減につながるが見込まれる。

また、統合宛名番号を導入することにより、例えば市民税システムより所得情報を取得するにあたり、個人を一意に特定できるため、所得把握の精度向上が見込まれる。

### 4. 実施計画

～平成27年10月	国民年金システム改修・テスト
平成27年11月	個人番号（マイナンバー）・統合宛名番号保有開始
平成28年1月	国民年金に関する事務での個人番号（マイナンバー）・統合宛名番号利用開始
平成28年5月	年金生活者支援給付金の支給に関する事務での個人番号（マイナンバー）・統合宛名番号利用開始
平成29年11月30日までの間	において政令の定める日 日本年金機構での情報連携開始

### 5. 件数

#### (1) 被保険者等（平成26年度末）

国民年金加入者	第一号被保険者	224,252人
	任意加入被保険者	2,968人
	障害年金受給権者	11,915人
免除者	法定免除者	21,091人
	申請免除者	85,558人

#### (2) 給付金支給対象数（推定）

全国	790万人
神戸市	10～12万人

### 6. 個人情報（特定個人情報を含む）の保護

国民年金システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に関しても同様に対処する。

また、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（全項目評価）への記載内容通りの運用が行われているかの確認と必要な改善を行っていく。

## (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報（特定個人情報含む）に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用 IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

## (2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理の焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ④ 個人情報（特定個人情報を含む）の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

